

# 農業・畜産業・水産業における重機等の適正な運用について ～安心して働ける職場環境を作ろう～



**STOP! 労働災害！**

**重機等での災害多発！**

トラクター・ショベル等の車両系建設機械等を運転する場合は、技能講習等を修了した者でなければ運転することができません。運転が必要な場合は、適正な資格を取得しましょう。

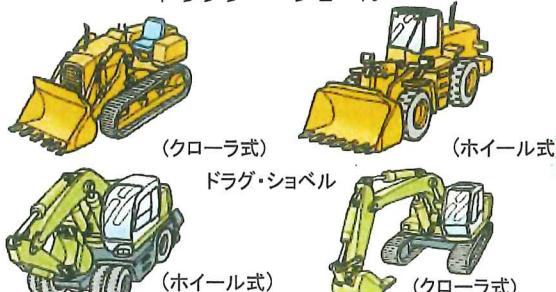
※労働安全衛生法第61条・労働安全衛生法施行令第20条

※技能講習の実施機関は、北海道労働局HPに掲載しています。

ホームページ>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>技能講習等>技能講習

## 車両系建設機械

トラクター・ショベル



©2014SACL

## 作業資格要件

### 機体重量

3トン以上…**技能講習修了者等**

※労働安全衛生法施行令第20条

3トン未満…**特別教育修了者**

※労働安全衛生規則第36条

## 車両系荷役運搬機械

フォークリフト



(カウンターバランス式)

不整地運搬車



©2014SACL

## 作業資格要件

### 最大荷重(最大積載量)

1トン以上…**技能講習修了者等**

※労働安全衛生法施行令第20条

1トン未満…**特別教育修了者**

※労働安全衛生規則第36条

## 移動式クレーン

移動式クレーン



## 作業資格要件

### つり上げ荷重

5トン以上…**免許(移動式クレーン運転士)**

※労働安全衛生法施行令第20条・クレーン則第68条

1トン以上5t未満…**技能講習修了者**

※労働安全衛生法施行令第20条・クレーン則第68条

1トン未満…**特別教育修了者**

※労働安全衛生規則第36条・クレーン則第67条

※これらの機械は、道路を走行する運転免許(大型特殊免許等)だけでは作業できません。

使用する際は、作業用の資格を取得してください。



**厚生労働省北海道労働局・労働基準監督署(支署)**

## 死亡災害事例

1. フォークリフトのフォークに乗り、移動中、墜落してフォークリフトの後輪に轢かれた。
2. 漁港内で昆布の洗浄作業を行っていたところ、トラクター・ショベルに轢かれた。



©2014SACL

## 重機等の点検について

車両系建設機械・車両系荷役運搬機械・移動式クレーンは、1年以内に1回定期に自主検査を、1月以内に1回定期に自主検査を実施してください。また作業開始前に作業前点検を実施してください。

なお、**フォークリフト・車両系建設機械・不整地運搬車の年次自主検査は特定自主検査**といい、資格のある検査者または登録検査業者のみ検査が実施できることとなっています。

※労働安全衛生規則第151条の21～25、同則第167条～170条など

※車検と自主検査は違います。



©2014SACL

※道内に本社があり、特定自主検査を行っている検査業者は、北海道労働局HPに掲載しています。

ホームページ>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>特定自主検査について>特定自主検査

## 定期自主検査・特定自主検査一覧

対象機械の例	関係条文	年次	月例	作業開始前
車両系建設機械 (ドラグ・ショベル、ブル・ドーザー、トラクター・ショベルなど)	安衛則 第167条～第170条	◎ 特定自主検査	○	○
フォークリフト	安衛則 第151条の21～25	◎ 特定自主検査	○	○
不整地運搬車	安衛則 第151条の53～57	◎ 特定自主検査	○	○
移動式クレーン	クレーン則 第76条～79条	○	○	○